

見直そう! 農業機械作業の 安全対策



農作業死亡事故の中で最多

乗用型トラクターの転落・転倒対策をしましょう



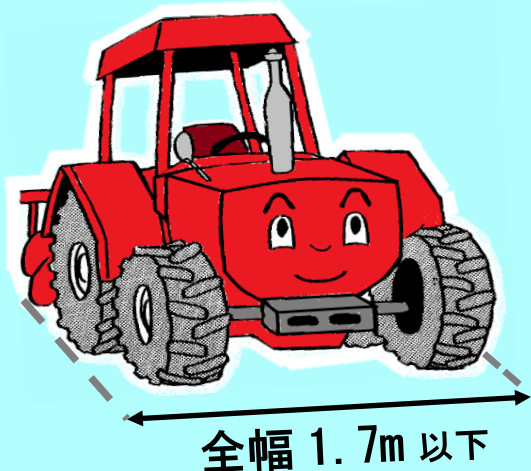
デザイン/令和3年農作業安全ポスターデザインコンテスト 農林水産大臣賞 田村 貞夫

令和3年全国農作業安全確認運動
農林水産省



ご存知ですか？

道路交通法の改正により、ロータリー等を装着して公道走行をする場合、一定の条件が必要となりました。



全幅 1.7m、最高時速 15 km/h を超える農機具で公道を走行する場合、大型特殊免許が必要です。

小型特殊・普通免許で公道を走行できるのは、全幅 1.7m 以下です。

一定の条件とは次のようになります。

- 車両幅の確認
- 免許の確認
- 灯火器の確認
- 安全性の確認

今般、農作業機を装着したトラクターによる公道走行にあたっての取扱いを明確にするため、地方運輸局から「道路運送車両の保安基準第 55 条」に基づく基準緩和認定について公示が行われました。これにより、ロータリー等の作業機を装着した状態のトラクターが公道を走行する場合、一定の条件を満たす必要があります。周囲の方々への安全を第一に、注意して走行してください。

詳しくはお近くの農機販売店や、地方運輸局、地方農政局、(一社)日本農業機械工業会にご確認ください。

ご注意ください!!

条件を満たさないままトラクターを公道で運転すると、無免許運転となり運転中に共済事故が発生した場合でも共済金のお支払いができません。

上記のほか対象となる共済事故であって、その原因が下記の場合は、損害額の一部を免責させていただきます。

内容	免責割合
事故発生通知遅延	10%~100%
同一責任期間内の複数回事故 2回目事故(以降1回増すごとに)	30%(10%)
盗難による損害	0%~20%
不適切運転による共済事故	5%~100%
整備点検不良による共済事故	10%~100%